

食安輸発第0922003号

平成20年9月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年9月5日付け食安輸発第0905004号）にて通知したところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、中国産生鮮にんじんからアセフェートを検出したことから、中国産にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）に対する検査命令の検査項目にアセフェートを追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

<違反事例>

1 品名：生鮮にんじん

生産地域：中国

輸入者：京葉物産 株式会社

輸出者：SHENZHEN LONGHAIDE TRADING CO., LTD.

届出数量及び重量：2,500カートン、25,000kg

検査結果：アセフェート 0.02ppm（基準値：0.01ppm）

届出先：東京検疫所

違反確定日：平成20年5月28日

措置状況：全量積戻し済み

2 品 名：生鮮にんじん

生産地域：中国

輸 入 者：株式会社 東京三和

輸 出 者：LIANYUNGANG KUCHIFUKU FOODS CO., LTD.

届出数量及び重量：2,500カートン、25,000kg

検査結果：アセフェート 0.03ppm（基準値：0.01ppm）

届 出 先：神戸検疫所

違反確定日：平成20年9月19日

措置状況：1975カートン出庫済み、525カートン保管